**平成３０年（フ）第８６１号**
札幌市東区北35条東１丁目５番40―102号
債務者　大山多希子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第８６８号**
札幌市北区新琴似12条15丁目４番11号
債務者　松田　仁志
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第８８４号**
札幌市豊平区月寒東２条11丁目12番17号　アルパ月寒108号
債務者　木嶋　健二
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第１０６号**
釧路市堀川町３番346号
債務者　淡路　幸雄
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第１１２号**
釧路市若草町19番７号
債務者　樋口　牧子（旧姓臼田・日影・高田）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第７３号**
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地２　ロイヤルハイツＡ―102号、申立時の住所盛岡市津志田町１丁目15番15号　寿荘７号
債務者　赤間　朱里
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第３９９号**
千葉県市川市塩浜４丁目２番９棟1008号（ハイタウン塩浜）
債務者　雨貝　朋寛
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４０３号**
千葉市稲毛区稲毛町５丁目518番地　ルラシオン108号
債務者　小倉早央里（旧姓伊部）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４１７号**
千葉県浦安市当代島２丁目15番23―207号　サントリニ宇田川
債務者　金沢　由希（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４２１号**
千葉市美浜区幸町２丁目18番２棟201号
債務者　髙浦ルミ子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４４９号**
千葉市稲毛区小中台町414番地　フローラ稲毛304号
債務者　花形久仁子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４５４号**
千葉県浦安市当代島１丁目７番15―302号　メゾンヨシオカ
債務者　金子あゆ美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４５７号**
千葉市美浜区幸町１丁目９番１棟408号
債務者　旗谷知恵子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４９２号**
千葉県市川市欠真間２丁目11番24号　（南ホワイトハウス102号）
債務者　林　　泰久
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４９３号**
千葉県市川市本塩12番18号　（ファーストコート93―105号）
債務者　中田　幸郎
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第２０５号**
相模原市緑区二本松３丁目14番６号　相模タウンハウスⅡ205
債務者　林　　拓磨
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部